

三企聴第1111号
令和4年1月31日

三島市議会議長 川原 章寛 様

三島市長 豊岡 武士

厳寒の候 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和4年1月11日付でいただいたご要望につきまして、下記のとおり回答いたします。

今後とも市政の推進にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

1-1 規模の小さな事業所に向けた男性の育児休業取得推進の支援制度の創設及び先進的な取り組み事例の発信について

三島市では、これまで、男性が育児休業を取得し、男女が共に子育てしやすい環境を整えるため、平成23年度に、静岡県が「子育て理想郷“ふじのくに”地域モデル事業」を実施し、これに伴い本市においても男性の育児休業補助金を創設いたしました。平成25年度に静岡県補助事業が終了となった後も、市単独事業として事業継続し、令和2年度には4,395千円の補助金を支出し、男性の育児参加の促進に努めてまいりました。

その後、補助事業創設から10年が経過し、発足当初の目的の一つである「男性の育児参加」の奨励や周知が進んできたこと、「男性の育児休業」に係る国事業の充実が図られたこと等により、令和2年度をもって、補助事業を終了したところです。

現在、国においては、職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進に取り組む事業主を支援する制度として「両立支援等助成金」を創設し、育児休業取得が図られているほか、制度整備等のアドバイスを専門家が無料で行う「中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業」もございます。そこで、三島市と静岡労働局との間で締結した「三島市雇用対策協定」に基づき、連携を図りながら、PRを行っておりますので、なお一層、その啓発、普及に努めてまいります。

また、令和3年度には、男女共同参画や女性活躍推進の取り組みが進んでいる市内の企業2社に対し、企業が抱える課題と解決までのプロセスについてヒアリングを行いました。

今後、この内容に基づき、商工会議所と連携をとりつつ、効果的な施策について検討してまいります。

先進的な取り組み事例として、厚労省が認定する子育てサポート企業（くるみん）、女性活躍推進企業（えるぼし）を取得した市内事業所、男女共同参画や女性活躍推進に積極的な市内の企業を引き続き、広報誌等により紹介してまいります。

1-2 男性の育児休暇取得に対する施策及び女性職員のスキルアップ支援について

男性職員の育児休暇の取得につきましては、人事課が作成した「出産・育児・介護等の両立支援ハンドブック」や「給与・勤務条件・福利厚生資料」にて、取得できることを周知しており、今年度は10人の男性職員の育児休暇の取得があり、今後も取得予定がある職員がいることを所属長から伺っております。男性が育児休暇を取りやすい環境を整備するとともに、女性職員の働きやすさ向上のためのスキルアップ支援として、今年度は、自分の計画する時間で研修を受けることができるeラーニング方式（動画）による研修等を取り入れるなど、男女を問わず誰もが働きやすい環境整備に努めてまいります。

2 セルフネグレクトに関する調査及び支援体制の構築について

セルフネグレクトに関する調査につきましては、平成23年3月に国が民生委員及び地域包括支援センターに行った結果、全国で10,785人という平均推計値が算出されています。

三島市においては令和2年度に地域包括支援センターに調査を実施し、10人のセルフネグレクトを把握しており、概ね国の推計値に近い人数となっています。

また、65歳未満については、令和元年度に民生委員・児童委員に、セルフネグレクトの危険性が高い「ひきこもり」の調査を実施し、35人を把握しております。

一般に、セルフネグレクトの状態になっている方は、能動的に助けを求める行動を起すことがないため、把握することが難しいのが現状ですが、そのような方は、医療機関に受診していないと考えられますので、健康状態不明者へのアプローチが対象者の把握につながることもあります。

そこで、今年度から健診や医療機関への受診履歴がなく、介護保険の認定も受けていない後期高齢者を対象に、現状把握のためのアンケート調査を実施し、回答のない方には保健師が訪問し、必要に応じて医療機関や支援機関につなげる取組を開始しました。令和3年度は北上地区を対象に、12月末現在で30人に訪問しており、令和4年度以降は対象地区を拡大していく予定です。

支援体制の構築につきましては、セルフネグレクトにより自らの健康や安全を損なう可能性が高いと思われる方を早期に把握し、適切な医療や介護、福祉サービスに繋げていくことが重要であると捉えており、自治会、民生委員、保健委員等の地域団体や見守りネットワーク協定先企業など、地域との連携体制を引き続き強化し、対応してまいります。

さらに、現在、地域共生社会の実現に向けて、既存の高齢、障がい、子ども、生活困窮など縦割りの枠組みにとらわれない、包括的な相談支援を行う庁内の体制を令和4年度から確立するための準備を進めております。セルフネグレクトが疑われる方を把握した場合には、地域包括支援センターをはじめとする各相談機関等へ適切につなぎ、一人一人に寄り添った支援を行ってまいります。

3 令和6年度以降の下水道料金改定及び下水道の広域化に向けた可能性調査について

下水道料金を改定する場合には、総括原価方式に基づき改定率を検討することになりますが、現状においては、使用料対象経費を使用料収入で賄えていない状況でありますので、改善するためには、使用料単価42.5%の改定が必要と認識しております。

しかしながら、そのような高い改定率では、急激な市民負担増となり、市民生活に大きな影響を与えることとなりますので、三島市水道事業及び公共下水道事業審議会にお諮りするなかで、使用料単価を段階的に改定しつつ、経営改善を図る方向で検討を進めてまいりたいと思います。

また、使用料対象経費を使用料単価で賄える単価設定をした後も物価の上昇や施設の更新等増加する費用に対応した使用料収入が必要となりますので、概ね5年ごとに行います経営戦略の見直しに合わせ、使用料単価の見直しも検討していきたいと考えています。

なお、検討結果につきましては経営戦略に示した後、市民に丁寧に説明・周知してまいりたいと考えています。

次に下水道広域化検討につきましては、可能性調査の結果により、三島終末処理場

を中継ポンプ場に変更する場合には、大きな残地が発生すると承知しています。終末処理場の用地取得につきましては、建設当時、国庫補助金を財源としている部分もあり、その利用に制限が掛かっていますので跡地利用については、国や県と相談するなかで市として有効活用出来るよう検討してまいります。

担当：三島市企画戦略部広聴文書課
市民生活相談センター
電話：055-983-2621